

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	本庄市 都市整備部 建築開発課	TEL	(代)0495-25-1111／(直)0495-25-1140
		〒367-8501	FAX	0495-24-0242
		本庄市本庄3-5-3	E-mail	kentiku@city.honjo.lg.jp
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県熊谷建築安全センター	TEL	048-533-8776
		〒360-0841	FAX	048-533-1631
		熊谷市新堀500	E-mail	k338776@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	本庄市 都市整備部 建築開発課	TEL	(代)0495-25-1111／(直)0495-25-1140
		〒367-8501	FAX	0495-24-0242
		本庄市本庄3-5-3	E-mail	kentiku@city.honjo.lg.jp
3	消防法	児玉郡市広域消防本部	TEL	0495-24-0119
		〒367-0035	FAX	0495-24-8393
		本庄市西富田904-3	E-mail	kdm119@titan.ocn.ne.jp
4	道路 河川	本庄県土整備事務所	TEL	0495-21-3141
		〒367-0031	FAX	0495-25-1470
		本庄市北堀818-1	E-mail	
		本庄市 都市整備部 道路管理課	TEL	0495-25-1135／0495-25-1613
		〒367-8501	FAX	0495-24-0242
		本庄市本庄3-5-3	E-mail	

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ① 建築基準法第6条第1項第4号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
 - ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例） ・ 本庄市建築基準法施行細則
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庄市開発許可等の基準に関する条例・施行規則 ・ 本庄市開発行為等許可審査基準
3	その他	

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	31cm（旧本庄市） 34cm（旧児玉町）
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅱ（※）またはⅢ（埼玉県は規則で定めていない。） （※）都市計画区域外（建築物の高さ13m以下の場合を除く）
3	基準風速（Vo）	30m/秒
4	庁舎所在地の緯度経度	本庄市（旧児玉町） 東経139° 11' 25" 東経139° 07' 40" 北緯 36° 14' 36" 北緯 36° 11' 26" 標高 55.0m 標高 101.9m
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：本庄市都市整備部都市計画課計画係

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域（防火・準防火地域除く）、非線引き区域で用途地域の定めのある地域								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例	本庄市特別工業地区条例							
		問い合わせ	本庄市 建築開発課（0495-25-1140）							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th colspan="2">主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別工業地区</td> <td colspan="2">特別工業地区内の建築制限</td> </tr> </tbody> </table>		区域	主な締結事項		特別工業地区	特別工業地区内の建築制限				
区域	主な締結事項									
特別工業地区	特別工業地区内の建築制限									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし			
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
なし	なし	なし								
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用区域	高さの最高限度	なし	なし	なし			
種類	適用区域	高さの最高限度								
なし	なし	なし								
		問い合わせ								

本庄市

埼玉県熊谷建築安全センター（R4.3現在）

（限定特定行政庁／平成5年4月1日～）

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>建蔽率の最高限度</td> <td>敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">壁面の位置制限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区		容積率の最高限度/最低限度		なし		なし		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区		容積率の最高限度/最低限度																
なし		なし																
		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度															
		なし	なし															
		壁面の位置制限																
		なし																
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<p>問い合わせ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">街区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高さの最高限度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">壁面の位置制限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区		容積率の最高限度		なし		なし		高さの最高限度		なし		壁面の位置制限		なし	
街区		容積率の最高限度																
なし		なし																
		高さの最高限度																
		なし																
		壁面の位置制限																
		なし																
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 本庄都市計画四季の里地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 問い合わせ 本庄市 建築開発課 (0495-25-1140)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四季の里地区</td> <td>用途、敷地面積、建蔽率、壁面、高さ</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	四季の里地区	用途、敷地面積、建蔽率、壁面、高さ												
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																	
四季の里地区	用途、敷地面積、建蔽率、壁面、高さ																	
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<p>根拠条例 本庄市建築協定条例 問い合わせ 本庄市 建築開発課 (0495-25-1140)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コモンコート本庄前原</td> <td>建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠及び形態等</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	コモンコート本庄前原	建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠及び形態等												
区域	主な締結事項																	
コモンコート本庄前原	建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠及び形態等																	
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小島1-9-24</td> <td>本庄小島団地</td> <td>共同住宅</td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	小島1-9-24	本庄小島団地	共同住宅										
地名地番	団地名	備考																
小島1-9-24	本庄小島団地	共同住宅																
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	<p>1.本庄市ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ</p> <p>域指定の関係図書は、本庄県土整備事務所及び本庄市危機管理課にて縦覧できます。</p>																
	都市計画法第50条の	<p>問い合わせ 本庄市 建築開発課 (0495-25-1140)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>地区整備計画で定める主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日町地区</td> <td>用途、敷地面積、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造</td> </tr> <tr> <td>二ツ口地区</td> <td>用途、敷地面積、壁面、形態・意匠、垣・柵の構造</td> </tr> </tbody> </table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項	朝日町地区	用途、敷地面積、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造	二ツ口地区	用途、敷地面積、壁面、形態・意匠、垣・柵の構造										
地区計画	地区整備計画で定める主な事項																	
朝日町地区	用途、敷地面積、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造																	
二ツ口地区	用途、敷地面積、壁面、形態・意匠、垣・柵の構造																	

本庄市

埼玉県熊谷建築安全センター（R4.3現在）

（限定特定行政庁／平成5年4月1日～）

11	都市計画法第30条の2に基づく地区計画 （建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	いまい台産業団地地区	用途、敷地面積、建蔽率、壁面、形態・意匠、垣・柵の構造
		本庄早稲田駅周辺地区	用途、敷地面積、壁面、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造
		新田原本田地区	用途、敷地面積、壁面、形態・意匠、垣・柵の構造
		東富田久下塚地区	用途、敷地面積、壁面、形態・意匠、垣・柵の構造
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ	
		区域 なし	主な締結事項 なし
13	都市計画区域 編入時期	本庄市（旧児玉町） 昭和24年9月3日 昭和47年4月7日	都市計画図
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 本庄市 建築開発課（0495-25-1140）	
		市町村名 本庄市	地域区分 6地域

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則 第60条の規定に基づく適合証明 必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 1,000㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	開発区域の敷地面積 すべて必要
		都市計画区域（非線引き区域）	開発区域の敷地面積 3,000㎡以上
		都市計画区域外	開発区域の敷地面積 10,000㎡以上

6. その他の届出等

届出等	対象	時期	提出先
1 高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	確認申請の前まで	県建築安全課
2 建築物省エネ法	届出	工事着工の21日前まで （※4）	※1
	適合性判定申請	工事着手前（※3）	熊谷建築安全センター 又は 登録省エネ判定機関

本庄市

埼玉県熊谷建築安全センター（R4.3現在）

（限定特定行政庁／平成5年4月1日～）

	認定申請	誘導基準（容積率特例）認定又は基準適合（表示）認定を希望する場合	認定種別や特例の時期等により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度（CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物	工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合	工事着工の30日前まで	本庄市建築開発課（経由のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか	工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は熊谷建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合	工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合	工事着工の前まで	※2
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等	工事着工の30日前まで	本庄市建築開発課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合	工事着工の前まで	本庄市建築開発課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等	確認申請の前まで	本庄市建築開発課（経由のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上	確認申請の前まで	北部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物	建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	本庄市建築開発課（経由のみ）
13	その他（市の制度による）	本庄市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指導要綱 本庄市道路後退用地等採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱 本庄市道路後退用地整備要綱 本庄市幹線道路景観指導要綱		※5

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物：熊谷建築安全センター

建築基準法第6条第1項第4号の建築物：本庄市 建築開発課

※2 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物：埼玉県 建築安全課（TEL 048-830-5519）

建築基準法第6条第1項第4号の建築物：本庄市 建築開発課

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 民間審査機関による評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。）を提出する場合は3日前まで。

※5 問合せ先：本庄市建築開発課（TEL 0495-25-1140）